

# 令和3年度事業計画

## 第1 総論

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の影響により、社会のオンライン化・デジタル化が急速かつ急激に進展している。テレワークやキャッシュレス決済などが急速に普及するとともに、行政手続においても書面主義・押印慣行・対面主義の見直しが急速に進められている。こうした社会のオンライン化・デジタル化は、情報技術の著しい発展により従来から起きていた変革が新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として一気に加速されたものであり、新型コロナウイルス感染症が収束したとしても止まることは考えにくい。

法制度に目を向けると、平成29年債権法改正や平成30年相続法改正、令和元年会社法改正など民事法において大規模な改正が相次いで施行された。今後も、所有者不明土地関係での民法や不動産登記法の改正が予定されており、相続登記や住所氏名等の変更登記の申請義務化など、司法書士業務への多大な影響が予想される。

このように司法書士の執務を取り巻く環境が極めて大きく変化しているなかで、司法書士制度を引き続き維持し発展させていくためには、私たち一人ひとりが、こうした変化に着実に適応するとともに、更なる研鑽に努め、その社会的責務を果たしていかなければならない。

こうした観点から、本年度においては以下の重点課題に取り組む。

### 1. デジタル社会への対応

社会の急速かつ急激なデジタル化が司法書士業務の全般に重大な変革をもたらすことが予想されるため、総合研究委員会において今後の司法書士業務のあり方についての調査研究を行う。

新型コロナウイルス感染症対策という観点のほか、移動時間の短縮による参加者の負担軽減という観点からも、理事会や委員会等の各種会議において引き続きWeb会議を導入する。ペーパーレス化を引き続き実施するとともに、本会ホームページの会員専用ページにおいて情報をより検索しやすくするための改修を行う。相談事業においては、Web会議システムを利用したオンライン相談の実施を検討するほか、日司連が検討している、相談予約の受付をWebサイト上から行うシステムへの対応を検討する。本会調停センターにおいては、オンライン調停の導入に向けて論点整理を行うとともに、関係規程の見直しを行う。その他、事業のあらゆる場面においてオンライン化・デジタル化を検討する。

### 2. 研修事業の拡充

令和元年司法書士法改正により新設された使命規定は、司法書士が社会に対して果たすべき職責を明らかにするものである。この職責を十全に果たしていくためには、個々の司法書士がその資質をさらに向上させていくことが必要となる。

研修事業は、司法書士の資質を高めてその執務に対する国民の信頼を担保するもので

あり、昨年4月1日からは研修単位の取得が義務化されている。デジタル技術を活用しながら引き続き研修の受講機会の拡充や研修内容の充実を図るとともに、研修単位取得義務を履行しない会員に対しては厳しく対応する。

### 3. 司法書士が果たすべき社会的責務の遂行

相続登記の申請義務化の立法措置の影響により相続登記手続についての相談や依頼の増加が見込まれることから、相続登記手続についての広報活動や相談窓口の充実化を図る。空き家・所有者不明土地問題については、所管の自治体と連携しながら積極的な対応を図る。本年度も引き続き実施が予定されている法務省の長期相続登記等未了土地解消作業についても、適切に対応していく。

成年後見の分野においては、本年度は成年後見制度利用促進基本計画の最終年度であり、各自治体において成年後見制度の利用促進に向けた動きがより一層活発になることが予想されることから、引き続き公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート鹿児島支部と協働しながら、積極的な関与を図る。

さらに、司法過疎対策として、過年度に引き続いて南大隅地区司法書士法律相談センターを運営するほか、甑島における定例相談会や司法過疎地での巡回相談会を開催する。

その他、法テラスや行政機関等と連携・協働しながら経済的困窮者への法的支援や消費者トラブル等の場面において国民の権利擁護に努めるとともに、高校生のための消費者教育教室や小学生のための法律教室等を開催していく。

## 第2 経常事業

### 1. 総務部所管事業

#### 会則第60条

- (1) 会員の品位の保持のための指導及び連絡に関する事項
- (2) 会員の執務の指導及び連絡に関する事項
- (3) 会長印その他の会印の管守に関する事項
- (4) 文書の接受、発送及び保守に関する事項
- (5) 会員の入会及び退会その他人事に関する事項
- (6) 福利厚生に関する事項
- (7) 公共嘱託登記の受託推進及び公共嘱託登記司法書士協会への助言に関する事項
- (8) 連合会の委託を受けて行う司法書士の登録等の事務に関する事項
- (9) 司法書士法人の届出の事務に関する事項
- (10) 会員の業務に関する紛議の調停に関する事項
- (11) 業務賠償責任保険及び会業務賠償責任保険に関する事項
- (12) その他他の部の所掌に属さない事項

#### 【主な事業】

##### (1) 綱紀問題への対応

現状の綱紀調査委員数を維持しつつ、今後の件数の増加に対応できる態勢を整える。

##### (2) 非司法書士問題への対応

非司行為に関しては、総務部及び非司排除委員会において対応していく。

##### (3) 紛議調停制度の活用

苦情・紛争の当事者に対し、苦情処理委員会をもって対応するとともに、紛議調停制度の利用を促し、紛争解決をめざす。

##### (4) 関係機関及び関連諸団体への対応

現状の各団体との協力体制を維持し、人員の派遣を継続する。

長期相続登記等未了土地解消作業に関しては、法務行政に寄与すべく、受託団を組成し作業の早期完遂をめざす。

##### (5) 会館問題への対応

司調センタービルの処分及び事務局移転先の選定について、委員会を設置し検討を進める。

##### (6) 業務プロセスの改善に向けての検討

紙文書が介在するプロセスをデジタル化し、事務局業務のさらなる効率化を図る。

##### (7) 会則等改正の検討

会則等改正検討委員会の設置を継続する。

##### (8) その他

不在者財産管理人・相続財産管理人候補者の推薦依頼に円滑に対応する。

業務賠償責任保険の任意部分の加入を推進する。

## 2. 経理部所管事業

### 会則第61条

- (1) 入会金及び会費の徴収に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 金銭及び物品の出納に関する事項
- (4) 資産の管理に関する事項
- (5) 業務関係図書及び物品の購入のあっせん及び頒布に関する事項

### 【主な事業】

#### (1) 予算及び決算に関する事項

- ① 各部より起案された個別の事業執行に関する回議書について、内容を確認し、支出額を検討・判断する。
- ② 公益法人会計基準に準拠した計算書類を毎月作成し、現況を把握する。また、理事会開催時に前月分決算書にて、予算の執行状況を報告する。
- ③ 各部の予算要求の内容及び金額について検討し、予算書を作成する。

#### (2) 資産の管理に関する事項

特定資産取扱規則及び令和3年度予算に基づき特定資産の積立て及び取崩しを実施し、安定した財政・資産の維持に備える。

#### (3) 旅費規則の改正

主に以下の改正を予定している。

- ① インターネット等の手段を用いて事務所等において会議等に参加する場合も、旅費規則の対象とすることを明記する。
- ② 移動した場合の旅費と日当の金額を変更する。

### 3. 企画部所管事業

#### 会則第62条

- (1) 業務の改善に関する企画及び立案に関する事項
- (2) 業務関係法規その他業務に関する調査統計及び研究に関する事項
- (3) 本会及び会員に関する情報の公開に関する事項

#### 【主な事業】

##### (1) 総合研究委員会における事業

本会内のシンクタンクとして、司法や司法書士の制度、法律実務等について調査研究を行う。本年度は、①デジタル社会における今後の司法書士業務、②経済的困窮者への法的支援、③消費者事件や賃貸借トラブルへの対応、④相続関連業務等を重点的に調査研究する。

##### (2) 鹿児島県司法書士会調停センターの運営

調停センター運営委員会を中心として、調停センターを運営する。会員や関係団体に対する広報を通じて、調停申し込み受託を目指す。調停実施者養成研修会の受講を推進し、調停実施者の養成を図る。また、オンライン調停の導入に向けて論点整理や関係規程の見直しを行う。

##### (3) 裁判業務受託推進

研修部と連携し、一般民事事件や家事事件を中心とした研修会を企画し、受託推進を図る。また、法テラスとの情報交換等を通じて民事法律扶助の活用促進を図る。

##### (4) 小学生のための法律教室の開催等

過年度に引き続き、小学生のための法律教室を開催する。また、法教育推進委員会を中心に、高校生のための消費者教育教室の講義資料の改良を広報部と連携して行う。

##### (5) 空き家・所有者不明土地問題、相続登記未了問題への対応

自治体との連携や相続登記に関する相談会開催等について他の事業部と連携して対応していく。

##### (6) 成年後見制度対策室

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート鹿児島支部と連携しながら、自治体における中核機関（成年後見制度に関する相談・広報・受任調整等を行う機関）の設置等の取り組みへの支援を行うとともに、取り組みが進んでいる自治体からの委員派遣への要請等に対応する。

## 4. 相談事業部所管事業

会則第64条の2

- (1) 相談事業に関する事項
- (2) 裁判外紛争解決手続の実施に関する事項
- (3) その他司法書士が提供する法的サービスの拡充に関する事項
- (4) 前3号に関する情報の管理等に関する事項

### 【主な事業】

#### (1) 司法書士総合相談センターの運営

- ① 鹿児島市（司調センター）における固定相談会  
毎月第3土曜日 午後1時～午後4時（面談）  
毎週月・水曜日 午後1時～午後4時（電話）
- ② 大隅地区司法書士法律相談センターの運営  
志布志市役所との共催事業であり，受付・広報・場所は市役所側で対応
  - ・志布志市役所 有明支所  
毎月第1火曜日 午後1時～午後3時
  - ・志布志市役所 本庁・志布志支所  
毎月第3火曜日 午後1時～午後3時
- ③ 相続登記相談センターの運営  
総合相談センター内に設置された，鹿児島県司法書士会相続登記相談センターを運営する（日司連が設置する相続登記相談センター代表電話番号から転送される相談への対応）。  
相続登記の申請義務化に向けて，相続登記に特化した相談会の実施を検討する。
- ④ 巡回相談会  
司法過疎地域で相談会を行うことにより，司法アクセスの確保及び権利の擁護を図る。
- ⑤ 長期相続登記等未了土地解消作業に関連した相談会
- ⑥ 各種団体等への相談員や人員の派遣又は推薦  
鹿児島専門士業団体協議会の相談会  
多重債務・自死対策・生活困窮者支援等の相談会  
法務局・鹿児島県・各市町村・行政評価事務所・社会福祉協議会・宅地建物取引業協会等が実施する相談会

- ⑦ インターネットを利用した総合相談センターの運営の検討  
インターネットを利用した相談の予約，相談会の実施を検討する。

## (2) 日司連事業・九州ブロック事業への参画

- ① 南大隅地区司法書士法律相談センターの運営  
毎週月曜日 午後1時～午後4時（面談）
  
- ② 定例相談会（日司連における簡裁管轄司法書士ゼロ地域巡回相談会）  
甕島において毎月1回定期的に行う。  
第4土曜日 午前11時～午後3時  
偶数月 薩摩川内市役所里支所  
奇数月 長浜地区コミュニティセンター
  
- ③ 九州地区開業支援フォーラムへの参加
  
- ④ 「全国一斉 司法書士による手続支援のための養育費相談会」を含む各種相談会の開催

## (3) 消費生活センターとの情報交換

鹿児島県消費生活センター，鹿児島市消費生活センターと情報交換を行い相互に連携することで，悪質商法等による消費者の被害防止に努める。

## 5. 広報部所管事業

### 会則第63条

- (1) 会報の編集及び発行に関する事項
- (2) 広報活動に関する事項

#### 【主な事業】

##### (1) 司法書士制度の広報

###### ① 会報の発行

司法書士制度，司法書士の業務及び本会その他関連団体の事業を広報することを目的として，企画・情報収集に努め，会報誌を発行する。

発行にあたっては会員間の情報共有を充実させることを重視し，もって本会の方向性・制度を取り巻く状況を会員に周知するような内容とする。

本会のペーパーレス化の方向性に鑑み，媒体の電子化についても検討する。

###### ② ホームページのリニューアル及びコンテンツの充実

日司連の相続登記相談センターの稼働に伴い一般市民のアクセスの増加が予想されることから，ホームページのデザインリニューアルを行い，各種相談会等のイベントに関する情報をタイムリーかつ一覧性をもって閲覧できるように改めたうえ，会員検索機能については情報量を増やし，市民の参考に供する。

会員専用ページにおいては，通達等のデータベース及びソフト・書式等コンテンツを利用しやすくし，会員における資料電子化の一助となるべく充実に努める。

###### ③ 制度広報の充実

「法の日」無料法律・登記・税務相談については，鹿児島県土地家屋調査士会及び南九州税理士会鹿児島県連合会との共催により各支部の協力を得て実施する。

成年後見相談会を公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート鹿児島支部との共催により実施する。

また，相続登記の申請義務化を見据え，空き家・所有者不明土地問題，相続登記未了問題等において，司法書士が担う業務についての広報活動を行う。

あわせて制度への理解をより深めてもらうため，報道機関向けに司法書士の執務内容や公益的活動をテーマにしたニュースリリースや本会事業の告知・取材依頼を行うなど，パブリシティ広報にも取り組む。

##### (2) 法教育活動の実施

###### ① 高校生のための消費者教育教室

成人年齢引き下げを視野に入れ，若年層への正しい法律知識の普及及び司法書士の存在と役割の広報を目的として「高校生のための消費者教育教室」を開催する。

###### ② 市民のための法律教室

公民館や社会福祉協議会等で実施される各種講座へ講師派遣を行う。



## 6. 研修部所管事業

### 会則第64条

- (1) 講演会及び講習会等の開催に関する事項
- (2) 研修に関する事項

### 【主な事業】

#### (1) 研修会の企画・運営

##### ① 集合研修会

司法書士制度，司法書士の職責，倫理及び社会貢献に関する研修会  
業務上・実務上の知識・技術の習得を主たる目的とする研修会

##### ② 年次制研修会

司法書士倫理の保持を目的として，「日司連会員研修規則」に基づき単位会で実施する特定の会員向け研修会

本年度は，①日司連研修総合ポータルを利用した研修と②集合方式による研修を併用して実施する。ただし，①を原則とし，①を受講することができない会員を対象に②を実施する。

対象となる会員

- ・司法書士名簿への登録日（再登録の場合は直近の登録日）の翌日から起算して，毎年4月1日において（1）満3年，（2）満8年及び以後5年の倍数を加えた年に達する会員（日司連会員研修規則第7条）
- ・中止となった令和2年度年次制研修受講対象者

##### ③ ブロック別研修会

総合研究委員会と連携し実施する研修会

委員会内の各部会が研究したテーマを題材とし，委員・参与等が各ブロックに出向き講師を務める。

##### ④ 入会5年以内会員向け研修会

入会5年以内の会員を対象に，司法書士実務に必要な具体的知識及び倫理の習得を促し，さらに，会員と指導員司法書士（チューター）との実務や精神面についての継続的なサポート体制を構築することにより入会歴の浅い会員の孤立化を防ぐことを目的とする研修会

日司連による新入会員研修プログラムに基づいて本研修を実施する。

##### ⑤ 新人研修会

新規登録（予定）者を対象に，司法書士会の制度や司法書士制度への理解を深めることを目的とする研修会

⑥ 配属研修

日司連等が主催する新人研修会終了後に、新規登録（予定）者を対象に実務や司法書士の執務姿勢等を習得させることを目的とする研修（受講者は新規登録（予定）者の内、希望者のみ）

⑦ その他の研修会

- ・日司連が実施する同時配信研修会
- ・Web配信方式を活用した研修会
- ・他団体と共催する研修会等

**(2) 研修事業に関する企画・運営**

① 充実した研修会の企画

会員の研修ニーズに応えられるよう、幅広く、時宜に適ったテーマや講師による研修会を企画する。また、2単位以上の取得が義務化された倫理研修についても単位取得の機会を確保するため、可能な限り実施する。

② 研修単位取得義務化への対応

昨年度より日司連会員研修規則に定める、1実施年度（4月1日から翌年3月31日まで）に12単位以上（甲類8単位以上、うち倫理2単位以上）の研修単位の取得が義務化された。これに対応するため、Web配信方式を活用し、各種研修会の同時複数会場での実施や平日夜の研修会を開催する等、参加方法や研修内容の多様化を図ることにより、研修機会の拡充と会員の研修参加を促進する。

③ 研修会等の情報提供

「執行部だより」やホームページを利用し、開催される研修会の案内を行う。また、日司連、九州ブロック、他の単位会等が主催する研修会や日司連eラーニング、研修ライブラリー、研修用DVDに関する情報を提供することで、会員の研修参加を促進する。

④ 単位管理

研修委員会において、会員の取得単位の管理を行い、単位不足会員に対する通知等で研修の受講及び単位の取得を促進する。

研修会名	令和3年度予定	令和2年度実績
集合研修会	4～5回	開催4回，中止1回
Web配信研修会	2～4回	2回
年次制研修会	2回	0回（中止）
ブロック別研修会	6ブロックを予定 （開催方法は未定）	Web 2回 集合 1ブロック
入会5年以内会員向け研修会	1回	1回
補助者研修会（※）	1回	0回（中止）
新人研修会	1回	0回（対象者なし）
配属研修	未定	1名

※補助者研修会は，平成27年度より隔年で実施している。

### 令和3年度研修会予定

研修会名	開催予定日
第1回集合研修会	令和3年 7月10日（土）
第2回集合研修会	令和3年 9月11日（土）
第3回集合研修会	令和3年10月23日（土）
第4回集合研修会	令和4年 1月22日（土）
第5回集合研修会	令和4年 2月19日（土）
ブロック別研修会	令和3年11月 予定
入会5年以内会員向け研修会	令和4年 2月 予定
新人研修会	令和4年 3月 予定
年次制研修会（年2回）	日司連研修総合ポータルを利用した研修を原則とし，集合方式による研修は未定（令和3年9月，12月予定）

※具体的なテーマ，講師については未定である。なお，各研修会の開催回数及び開催予定日は，変更する可能性がある。

※上記以外にも，必要に応じ，Web配信方式による研修会や日司連が実施する同時配信研修会を実施する場合がある。